

## 勤務時間について考える(1)

教員には残業代（時間外勤務手当）がありません。それは「時間外勤務」を命じられていないからです。教員が正規の勤務時間外にしていることは、あくまでも「自主的・自発的」なものとされています。しかし現実には正規の勤務時間を超えて「勤務」しています。そこで、時間外勤務手当に代わって支給されているのが「教職調整額」（給料の4%）※です。これを定めているのが「給特法」です。このことが「給特法」が「定額働かせ放題」法とも言われる所以です。

その「給特法」が去年の秋の臨時国会で「改正」され、残業代なしはそのままに時間外勤務に上限を設けることとなりました。県教育委員会も「教職員の働き方改革プラン2020」（これは県教委のHPにアップされています）を策定し、「時間外在校等時間」の「上限方針」を明記しました。

※管理職には教職調整額はありせん。

### 「時間外勤務」の上限（条例・規則により規定）

1か月について <b>45時間以内</b>	⇒ 1日あたりにすると約2時間15分
1年間について <b>360時間以内</b>	⇒ 1月あたりにすると30時間

この上限を守るための業務内容の見直しについて、**管理当番(日直)の廃止に向けた整備を進めること**や、**学校訪問の回数の削減、不要な資料の事前明示**などが例示されています。さらに「働き方改革を進めるために国レベルで**抜本的な制度改革が必要な事項について、国に対して要望を行う**」と明記されています。是非、教員定数増の要望をしてほしいです。

ところが上記の上限はあくまでも原則であり、生徒に係る臨時的な特別の事情があるときは、次の時間が上限になります。

1か月について <b>100時間未満</b>	⇒ 過労死ラインである月80時間を超える
1年間について <b>720時間以内</b>	⇒ 「原則」の2倍（1月あたりにすると60時間）
2～6か月の平均が <b>月80時間以内</b>	⇒ 平均で過労死ライン内には収める

ある日、急に生徒指導事案があつて大幅な時間外勤務があることは想定できますが、1か月や1年にわたる「臨時的な特別の事情」とは何を想定しているのでしょうか。

この「上限方針」は、**昨年度長時間勤務が問題になった実習校・研修校も例外扱いされていません。**